

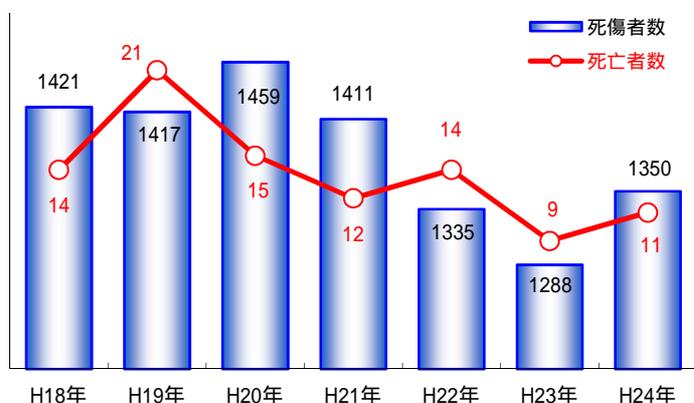
奈良労働局第12次労働災害防止計画のポイント

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

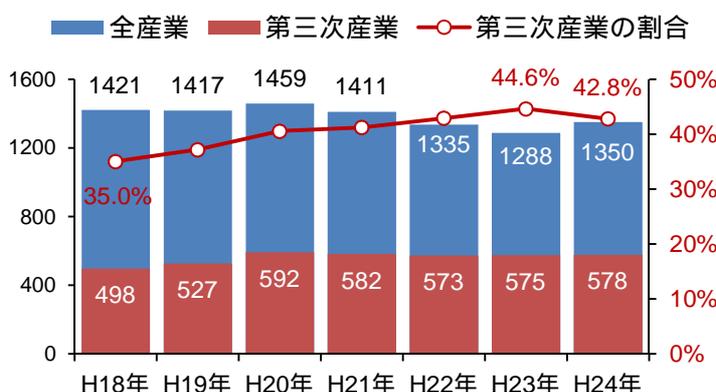
計画のねらい：「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現

基本的考え方： 長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて重点対策を絞る。
重点業種ごとに数値目標を設定し、社会情勢の変化も踏まえつつ進捗状況进行评估する。

1. 奈良県における労働災害の現状

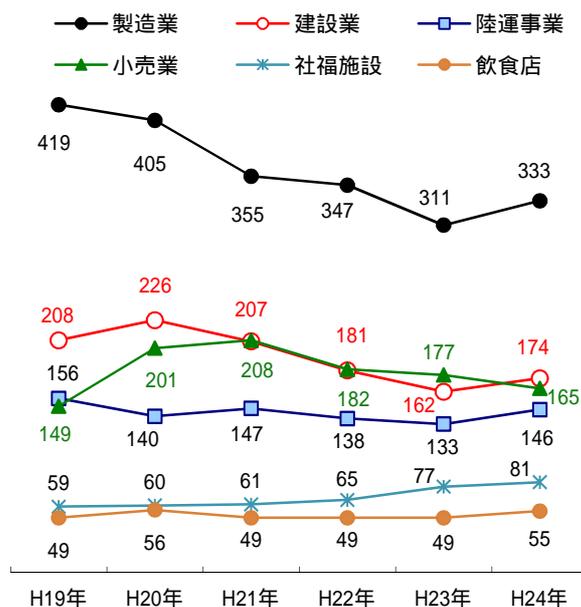


第三次産業の死傷者数



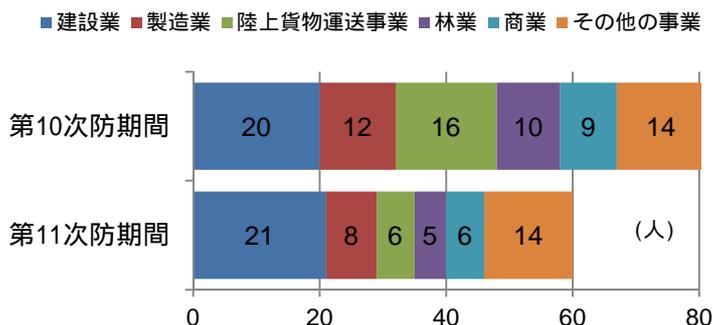
- 県内の休業4日以上労働災害死傷者数は、H23年までは、順調に減少していましたが、H24年は4年ぶりに増加に転じました。
- 死亡者数もH24年は、前年よりも2人増え11人もの尊い命が職場で失われています。

業種別死傷者



10次防期間と11次防期間の死亡者数の比較

- 死亡者数を第10次防と第11次防の5年間総発生数で比較すると全体では26%減っていますが、建設業ではその総発生数の全体に占める割合がほぼ10%増加しています。
- 陸上貨物運送事業は、ほぼ三分の一の発生となりました。
- 製造業は、建設業に次いで死亡者が多く発生しています。



2. 奈良労働局における計画の目標

全体目標

死亡災害の撲滅を目指し、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による**死亡者数を 20%以上減少**させる。

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上**の死傷者数を 15%以上減少**させる。

個別目標（労働災害減少重点業種）

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上**の死傷者数を業種別に次のとおり減少**させる。

小売業

10%以上減少

社会福祉施設

15%以上減少

飲食店

20%以上減少

陸上貨物運送事業

20%以上減少

建設業

10%以上減少

製造業

10%以上減少

3. 計画のポイント

ポイント

重点対象ごとに目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第 12 次防計画では、重点業種ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開します。

ポイント

第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に、「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する取組を強化します。

ポイント

死亡・重篤災害に重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む。

4. 計画の重点的な取組

労働災害減少のための重点業種対策

第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を10%以上減少
社会福祉 死傷者数を15%以上減少
飲食店 死傷者数を20%以上減少

- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業、地域中核店舗等を重点として労働災害防止意識を向上
- 小売業のバックヤードを中心として作業場を安全化（危険マップによる危険の見える化・4S活動・KY活動）
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】 死傷者数を20%以上減少

- 荷役作業中の労働災害防止を徹底（陸運事業者&荷主等）
- 交通労働災害の防止

建設業対策

【目標】 死傷者数を10%以上減少

- 足場、はしご、屋根、法面、トラック、脚立等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

【目標】 死傷者数を10%以上減少

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止
- 食料品製造業、木材・木製品製造業、化学工業、金属製品製造業を重点

健康確保・職業性疾病対策（この項の目標は、国としての目標です。）

メンタルヘルス対策

【目標】 対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

- 経営トップに対する指導の強化
- パワーハラスメントの予防
- 取り組み方が分からない事業場への支援
- メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの利用促進

過重労働対策

【目標】 週労働時間60時間以上の雇用者割合を30%以上減少

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策

【目標】 危険有害性の表示と安全データシートの交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上

- 化学物質による健康障害等の防止対策の徹底
- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進
- 石綿含有建材等使用建築物等の解体等工事における石綿ばく露防止対策の徹底

腰痛・熱中症対策

【目標】

腰痛 社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少
熱中症 5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に新「腰痛予防対策指針」の徹底
- 介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及
- 夏季の屋外作業・屋内作業における熱中症発生の未然防止と発生後の的確な救急処置の実施の徹底

受動喫煙防止対策

【目標】 受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

- 中小規模事業場への導入の拡大
- 自主的な安全衛生活動としてのリスクアセスメントの重要性の発信

高齢労働者対策

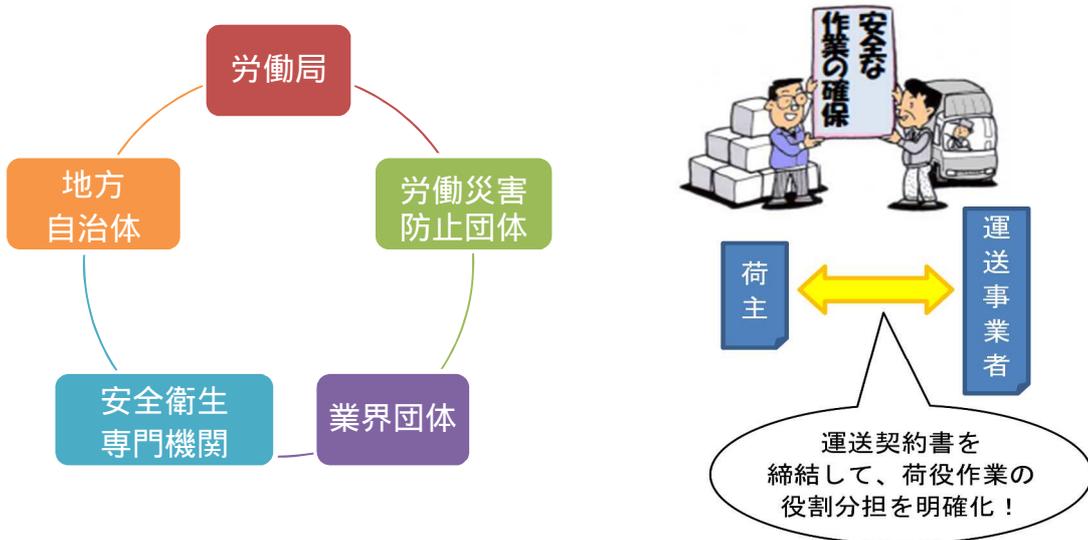
- 段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減等を指導
- 労働災害防止団体等との連携

事業場における安全衛生管理体制の整備

- 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生（衛生）推進者等の必要な安全衛生スタッフの選任の徹底
- 安全衛生スタッフの職務遂行の徹底

5. 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

- 労働災害防止団体との連携の強化、労働災害防止団体の活動の活性化のための支援
- 業界団体との関係づくり、施策の協議などにより業界と協調的に取組を推進
- 安全衛生専門機関等との連携による事業場の自主的な安全衛生活動の支援
- 地方自治体等との協力・連携



6. 発注者、製造者等による安全衛生への取組の強化

- 建設工事発注者、荷主等の発注者による安全衛生への取組強化
- 機械の本質安全化、残留リスクの情報提供措置等、製造段階での機械の安全対策の強化

第12次労働災害防止計画に関するお問い合わせ等は、奈良労働局労働基準部健康安全課（☎0742-32-0205）または、最寄りの労働基準監督署の安全衛生課（または、監督・安衛課）までお願いします。